

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する変更協定

岩手県（以下「甲 1」という。）、盛岡市（以下「甲 2」という。）、宮古市（以下「甲 3」という。）、大船渡市（以下「甲 4」という。）、花巻市（以下「甲 5」という。）、北上市（以下「甲 6」という。）、久慈市（以下「甲 7」という。）、遠野市（以下「甲 8」という。）、一関市（以下「甲 9」という。）、陸前高田市（以下「甲 10」という。）、釜石市（以下「甲 11」という。）、二戸市（以下「甲 12」という。）、八幡平市（以下「甲 13」という。）、奥州市（以下「甲 14」という。）、滝沢市（以下「甲 15」という。）、雫石町（以下「甲 16」という。）、岩手町（以下「甲 17」という。）、紫波町（以下「甲 18」という。）、矢巾町（以下「甲 19」という。）、西和賀町（以下「甲 20」という。）、金ケ崎町（以下「甲 21」という。）、平泉町（以下「甲 22」という。）、住田町（以下「甲 23」という。）、大槌町（以下「甲 24」という。）、山田町（以下「甲 25」という。）、岩泉町（以下「甲 26」という。）、田野畑村（以下「甲 27」という。）、軽米町（以下「甲 28」という。）、野田村（以下「甲 29」という。）、九戸村（以下「甲 30」という。）、洋野町（以下「甲 31」という。）及び一戸町（以下「甲 32」という。）（以下甲 1 から甲 32 までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、平成 26 年 3 月 28 日付けで締結した災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定について、協定の一部を次のとおり変更する。

協定書中「洋野町（以下「甲 31」という。）及び一戸町（以下「甲 32」という。）（以下甲 1 から甲 32 までを総称して「甲」という。）を、「洋野町（以下「甲 31」という。）、一戸町（以下「甲 32」という。）、葛巻町（以下「甲 33」という。）及び普代村（以下「甲 34」という。）（以下甲 1 から甲 34 までを総称して「甲」という。）」に改める。

第 5 条、第 12 条及び第 13 条第 2 項中「甲 1 から甲 32 まで」を、「甲 1 から甲 34 まで」に改める。

この協定を証するため、本書 4 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 **27**年 **2**月**19**日

甲 1 岩手県盛岡市内丸 10-1

岩手県知事 達 増 拓 也



甲 2 から甲 32 まで割愛

甲 33 岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1-1

葛巻町長 鈴木重男



甲 34 岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋 13-2

普代村長 梶屋伸夫



乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川健司



印

災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲 1」という。）、盛岡市（以下「甲 2」という。）、宮古市（以下「甲 3」という。）、大船渡市（以下「甲 4」という。）、花巻市（以下「甲 5」という。）、北上市（以下「甲 6」という。）、久慈市（以下「甲 7」という。）、遠野市（以下「甲 8」という。）、一関市（以下「甲 9」という。）、陸前高田市（以下「甲 10」という。）、釜石市（以下「甲 11」という。）、二戸市（以下「甲 12」という。）、八幡平市（以下「甲 13」という。）、奥州市（以下「甲 14」という。）、滝沢市（以下「甲 15」という。）、雫石町（以下「甲 16」という。）、岩手町（以下「甲 17」という。）、紫波町（以下「甲 18」という。）、矢巾町（以下「甲 19」という。）、西和賀町（以下「甲 20」という。）、金ヶ崎町（以下「甲 21」という。）、平泉町（以下「甲 22」という。）、住田町（以下「甲 23」という。）、大槌町（以下「甲 24」という。）、山田町（以下「甲 25」という。）、岩泉町（以下「甲 26」という。）、田野畑村（以下「甲 27」という。）、軽米町（以下「甲 28」という。）、野田村（以下「甲 29」という。）、九戸村（以下「甲 30」という。）、洋野町（以下「甲 31」という。）及び一戸町（以下「甲 32」という。）（以下甲 1 から甲 32 までを総称して「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道の管渠、人孔、ポンプ等の付属施設（以下「下水道管路施設」という。）が地震等の災害により被災したときに行う乙の復旧支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定めることにより、円滑な復旧支援の実施を図り、災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定において、災害とは、次に掲げるものとする。

- (1) 地震・津波による災害
- (2) 豪雨・洪水による災害
- (3) 大規模な事故等による災害
- (4) その他甲と乙の協議により定めるもの

（復旧支援の対象施設）

第 3 条 乙の復旧支援の対象とする施設は、甲の所管する下水道管路施設とする。

（復旧支援の内容）

第 4 条 乙が行う復旧支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧のために必要な業務
- (3) その他甲と乙の協議により定めるもの

(復旧支援の要請)

第5条 甲の乙に対する復旧支援の要請は、第11条第1号に規定する甲の事務局が甲1から甲32までの支援の要請を取りまとめた上で、次条に定める手続により、第11条第2号に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

(要請の方法)

第6条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧支援を要請するときは、支援内容等を記した文書をもってするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話によることができるものとする。

2 前項ただし書の場合においては、事後において、速やかに同項本文に規定する文書を提出するものとする。

(復旧支援の実施)

第7条 乙は、第5条の規定による復旧支援の要請を受けたときは、乙の人員等に応じ可能な範囲内において、復旧支援を行うものとする。

(個人情報等の保護)

第8条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により行った復旧支援業務が終了したときは、速やかに、第11条第1号に規定する甲の事務局に対し文書をもって報告を行うものとする。

(広域災害)

第10条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に定める下水道対策本部が設置された場合には、乙は、下水道対策本部の指揮に従うものとする。

(事務局)

第11条 甲及び乙の復旧支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水環境課とする。
- (2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会とする。

(復旧支援に要する費用)

第12条 第4条に規定する復旧支援に係る費用は、被災した甲1から甲32までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

- 第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の1か月前までに甲乙の双方から変更又は解除の申出がない場合は、この協定はさらに1年間継続されるものとし、次年度以降も同様とする。
- 2 乙は、協定の有効期間を継続された場合は、4月1日現在における協力会社、提供可能な車輛等の機器及び人員等について、4月30日までに甲の事務局に文書で報告するものとし、甲の事務局は、甲1から甲32までに対し、文書で通知するものとする。

(その他)

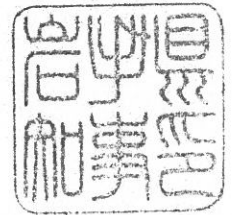
- 第14条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときも、また同様とするものとする。

この協定を証するため、本書33通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 3月28日

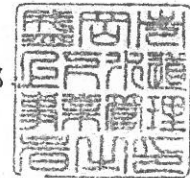
甲1 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県知事 達増拓也



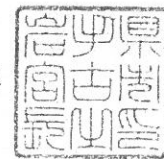
甲2 岩手県盛岡市愛宕町6-8

盛岡市上下水道事業管理者
平野耕一郎



甲3 岩手県宮古市長町1-2-1

宮古市長 山本正徳



甲 4 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15

大船渡市長 戸 田 公 明



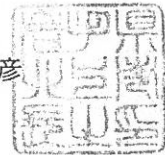
甲 5 岩手県花巻市花城町 9-30

花巻市長 上 田 東



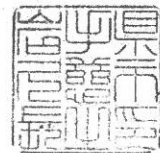
甲 6 岩手県北上市芳町 1-1

北上市長 高 橋 敏 彦



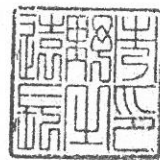
甲 7 岩手県久慈市川崎町 1-1

久慈市長 遠 藤 譲 一



甲 8 岩手県遠野市東館町 8-12

遠野市長 本 田 敏 秋



甲 9 岩手県一関市竹山町 7-2

一関市長 勝 部 修



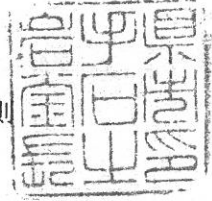
甲 10 岩手県陸前高田市高田町字鳴石 42-5

陸前高田市長 戸 羽 太



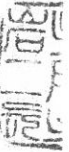
甲 11 岩手県釜石市只越町 3-9-13

釜石市長 野 田 武 則



甲 12 岩手県二戸市福岡字川又 47

二戸市長 藤 原 淳



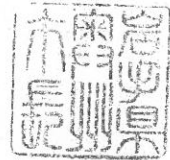
甲 13 岩手県八幡平市大更 35-62

八幡平市長 田 村 正 彦



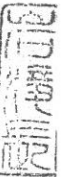
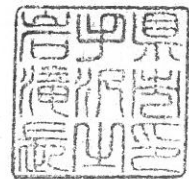
甲 14 岩手県奥州市水沢区大手町 1-1

奥州市長 小 沢 昌 記



甲 15 岩手県滝沢市中鶴飼 55

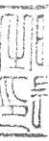
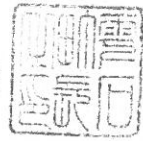
滝沢市長 柳 村 典 秀





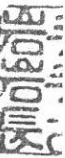
甲 16 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1

雫石町長 深谷 政光



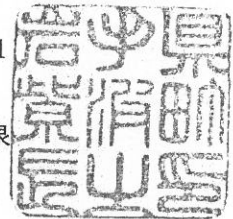
甲 17 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44

岩手町長 民部田 幾夫



甲 18 岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏 23-1

紫波町長 熊谷 泉



甲 19 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123

矢巾町長 川村 光朗



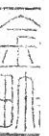
甲 20 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71

西和賀町長 細井 洋行



甲 21 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 22-1

金ヶ崎町長 高橋 由一



甲 22 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45-2

平泉町長 菅原正義



甲 23 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 96-1

住田町長 多田欣一



甲 24 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3

大槌町長 碓川



甲 25 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20

山田町長 佐藤信逸



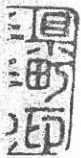
甲 26 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59-5

岩泉町長 伊達勝身



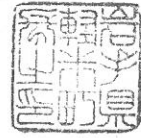
甲 27 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村長 石原弘



甲 28 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

軽米町長 山本 賢一



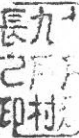
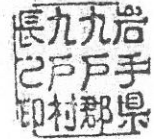
甲 29 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14

野田村長 小田 祐士



甲 30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6

九戸村長 五枚橋 久夫



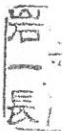
甲 31 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27

洋野町長 水上 信宏



甲 32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9

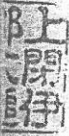
一戸町長 稲葉 暉



乙 東京都千代田区岩本町 2-5-11

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健 司



災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定実施細目

(趣旨等)

- 第1 この実施細目は、災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。
- 2 協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）より発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考にするものとする。

(復旧支援の対象施設)

- 第2 協定による復旧支援は、岩手県内の下水道管路施設の復旧支援を主とするが、集落排水施設等下水道類似施設の管路施設、水路等の施設が地震、豪雨等の災害で被害を受け、被災した岩手県及び県内市町村（以下「被災自治体」という。）から復旧支援の要請を管路協が受けた場合は、本協定を準じて適用することができるものとする。

(復旧支援の内容)

- 第3 管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、以下のとおりとする。ただし、被災自治体より他の業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

- (1) 緊急調査：重要な施設を中心に地上から下水道管路施設の被害状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害等を発見するために行う調査。
- (2) 緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対して緊急に行う措置。
- (3) 応急復旧工事：構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う復旧工事。
- (4) 一次調査：応急復旧又は本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。
- (5) 二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的として、異常原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

2 復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないように管路協は被災自治体の指示に従って行うものとする。特に、被災自治体から他の民間コンサル等が別途業務委託を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要となることに留意すること。

(復旧支援の要請)

- 第4 被災自治体の下水道管路施設管理者は、協定第2条に規定する災害発生時において、協定第4条に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第5条、第6条及び第11条の規定により、被災自治体の復旧支援要請窓口（事務局）となっている岩手県県土整備部下水環境課の総括課長（以下「下水環境課総括課長」という。）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第1）により要請するものとする。
- 2 前項の規定に基づき被災自治体より要請を受けた下水環境課総括課長は、管路協の窓口（事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部岩手県部会（以下「岩手県部会」という。）に対し、支援要請を取りまとめた文書（様式第2）により復旧支援要請をするものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事態が急迫して文書による復旧支援要請をすることができないときは、口頭又は電話等による復旧支援要請をすることができるものとする。ただし、事後においては、速やかに文書を提出するものとする。
- 4 復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

(復旧支援に要する費用)

- 第5 被災自治体は、第3第1項の規定に基づく復旧支援業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。
- 2 前項の費用については、被災自治体と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体が支払うものとする。

(労災及び損害補償)

- 第6 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。
- 2 被災自治体の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体及び管路協の両者協議のうえ、対処するものとする。

(連絡窓口)

- 第7 この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

(附 則)

この実施細目は、平成26年3月28日から施行する。

様式第1 (第4関係)

第 号
平成 年 月 日

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 様
(復旧支援に係る甲の事務局)

○○○市町村長名 印
(甲○)

復 旧 支 援 要 請 書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況

2. 支援活動日時

平成 年 月 日 時 分から
平成 年 月 日 時 分まで

3. 支援活動場所

4. 支援活動内容

5. 要請担当者及び連絡先

○○○市町村○○○部○○○課

担当者名

連絡先 (電話)

(FAX)

(E-mail)

6. その他

様式第2 (第4関係)

下水第号
平成年月日

(公社) 日本下水道管路管理業協会東北支部
岩手県部会長 伊藤 智仁 様
(復旧支援に係る乙の事務局)

岩手県県土整備部下水環境課
総括課長 ○○ ○○ 印
(復旧支援に係る甲の事務局)

復旧支援要請書

「災害時における岩手県内の下水道管路施設の復旧支援に関する協定細目」第4の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 県内の復旧支援要請自治体一覧

自治体名	災害の状況	支援活動日時	支援活動場所	支援活動内容	要請担当者 及び連絡先
岩手県 (甲1)					
〇〇市 (甲〇)					
〇〇町 (甲〇)					
〇〇村 (甲〇)					

※本表は、復旧支援要請自治体数及び要請内容等によって適宜変更して提出することができる。

2. その他

甲事務局担当者	所属	県庁下水環境課	職名		氏名	
	担当名		電話		FAX	

整理番号	自治体等名	部 等	課 等
甲1	岩手県	県土整備部	下水環境課
甲2	盛岡市	上下水道局	総務課
甲3	宮古市	上下水道部	施設課
甲4	大船渡市	都市整備部	下水道事業所
甲5	花巻市	上下水道部	下水道課
甲6	北上市	上下水道部	下水道課
甲7	久慈市	建設部	下水道課
甲8	遠野市	環境整備部	水道事務所
甲9	一関市	上下水道部	下水道課
甲10	陸前高田市	建設部	都市計画課
甲11	釜石市	建設部	下水道課
甲12	二戸市	建設整備部	下水道課
甲13	八幡平市	建設部	上下水道課
甲14	奥州市	都市整備部	下水道課
甲15	滝沢市	上下水道部	下水道課
甲16	雫石町		上下水道課
甲17	岩手町		水道事業所
甲18	紫波町	建設部	下水道課
甲19	矢巾町		上下水道課
甲20	西和賀町		建設課
甲21	金ヶ崎町		水処理センター
甲22	平泉町		建設水道課
甲23	住田町		建設課
甲24	大槌町	復興局	環境整備課
甲25	山田町		上下水道課
甲26	岩泉町		上下水道課
甲27	田野畑村		建設第一課
甲28	軽米町		地域整備課
甲29	野田村		地域整備課
甲30	九戸村		農林建設課
甲31	洋野町		水道事業所
甲32	一戸町	建設部	水環境課
甲33	葛巻町		建設水道課
甲34	普代村		建設水産課
乙	(公社)日本下水道管路管理業協会	岩手県部会	(株)伊藤組